

発行所

株式会社 FPIシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 相続税と贈与税の一体化

Q : 相続税と贈与税の制度が大きく変わるようですが、どのように変わるのでしょうか。

A : まだ決まったわけではありませんが、政府の税制調査会の報告では、生前贈与の際にかかった贈与税を、相続の際に相続税に課税し直すように、制度を見直すべきであるとしています。

【解説】

現在、「生前贈与が相続税の課税回避に利用されるおそれがある」という理由で、贈与税の税率は相続税よりも高くなっています。

しかし、相続の際に一時に課税されると納税資金の調達が難しいこと、企業の事業承継をスムーズに進める必要があること、などの理由から、生前贈与を利用しやすくしてほしいという声が高まっています。そこで、政府税制調査会では、相続税と贈与税を一体化する方向で検討することを提言しています。

現行の相続税の計算では、相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産については相続財産に加えて計算し(生前贈与加算)、その贈与の際にかかった贈与税を相続税から差し引く(贈与税額控除)ことになっています。ごく大まかに言えば、この生前贈与加算・贈与税額控除の範囲が大幅に拡大されるような形で、改正が検討されているようです。

ただし、贈与を受けたときの資料を納税者が長期間保存しなければならなくなるため、「環境整備が必要」とされていて、来年度からすぐ実施される事はなさそうです。

